須賀川二中いじめ対応１０則

―教職員の行動規範として―

1　ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑われる場合には、校長（いじめ対策委員会）に速やかに報告して、状況を慎重に把握します。

偶発的ないじめ、一過性のいじめ、本人が否定した場合やインターネットの書き込みなど本人が苦痛を感じていない場合、当事者間で解消した場合も同様です。

2　アンケート等への記載及び生徒・保護者から相談があった時は迅速に対応します。

その日のうちに本人等から事情を聴き、遅くとも３日以内に対応を開始します。

3　いじめか否かの判断はいじめ対策委員会で行い、対応方針を検討して組織で対応します。

教職員個人がいじめに係る情報を抱え込み、校長（いじめ対策委員会）に報告しないでいることは許されません。また、１週間程度での即時解決を目指します。

4　いじめ解消の判断もいじめ対策委員会で行います。

３か月の観察期間をおいて、次の２つの要件に照らして慎重に判断します。

Ａ　被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいること

Ｂ　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人の申し立てのみで判断しない）

また、観察記録（経過観察シート）は小・中学校９年間引き継ぐことを原則とします。

5　対応にあたっては、被害生徒を守ることを最優先にします。

「いじめられる側の問題」が、いじめに相当する行為等をしてよい理由にならないことを毅然として貫きます。その上で、加害生徒や「観衆」「傍観者」の内面に踏み込んだ指導に努めます。また、いじめを知らせてくれた生徒の安全も確保します。

6　いじめが重大な人権侵害に当たり刑事罰の対象となりうること、社会的非難や社会的制裁の大きさをしっかり教えます。

必要があれば、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者等の専門家に相談し、協力を得て解決にあたります。

7　いじめを認知した場合は保護者に連絡することを原則として、生徒のより望ましい社会性を育むために連携します。

保護者との連絡の是非は、いじめ対策委員会で行います。ささいな兆候であっても情報を共有することが信頼関係を強固にすると考えます。インターネット上のいじめに関しては、必ず保護者と連携します（書き込みは画像で残します）。

8　重大事態の判断は、いじめ対策委員会を緊急開催して行います。

Ａ　生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
（自殺を企図した場合　身体に重大な障害を負った場合　金品等の重大な被害を被った場合　精神性の疾患を発症した場合など）

Ｂ　相当の期間（年間３０日間を目安）学校を欠席することを余儀なくされた場合

Ｃ　いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

を基準とし、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年3月　文部科学省）の趣旨を踏まえて判断します。しかし、事態がエスカレートして重大事態にならないようにいじめ対策委員会を核として対応することの重要性を忘れません。

9　重大事態発生の場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その指導の下で調査を実施します。

当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るという調査の趣旨を重んじ、主体的に、かつ速やかに対応し、事後はその教訓を真摯に受け止めます。

10　生徒の観察や生徒とのコミュニケーションに努め、「昨日と違う子どもの様子」を職員室の話題にします。

学年・学級担任、生徒会・専門部顧問、部活動顧問、養護教諭、相談員など、多様な立場で一人一人の子どもに注ぐ「まなざし」を重ね合わせ、情報の共有・一元化を図ります。